療養担当規則に基づく書面掲示

①保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令関係

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行う保険医療機関です。

(1) 医療機関名:大曲リハビリテーションクリニック

(2) 標榜科:リハビリテーション科・内科

(3) 公費適用:労災保険指定医療機関、生活保護法指定診療所

②医療法１４条の２に規定する掲示

(1) 管理者/診療に従事する医師の氏名:細川賀乃子

(2) 診療日及び診療時間

	午　前		午　後		備　考
	診療時間	受付時間	診療時間	受付時間	
月・水・金	9:00-12:00	8:30-11:30	13:00-17:00	13:00-16:30	
火・木・土	9:00-12:00	8:30-11:30	13:00-16:00	13:00-15:30	
祝　日	9:00-12:00	8:30-11:30	13:00-17:00	13:00-16:30	月水金
			13:00-16:00	13:00-15:30	火木土
休診日	日曜日、第２・４土曜日、ゴールデンウイーク、12 月 29 日～1 月 3 日				
※火曜日の午後は、往診等のため予約の方のみとさせていただきます。					

③厚生労働省（東北厚生局長）への届出について

当院は東北厚生局長に下記届出を行っています。

(1) 基本診療料の施設基準に係る届出

・情報通信機器を用いた診療に係る基準　・機能強化加算　・外来感染対策向上加算

・電子的診療情報連携体制整備加算２　・時間外対応体制加算１

(2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

・二次性骨折予防継続管理料３　・ニコチン依存症管理料

・別添１の「第 9」の１の（2）のイに規定する在宅療養支援診療所

・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）　・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）　・外来・在宅ベースアップ評価料（1）

・外来・在宅ベースアップ評価料（2）３　・持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

④感染対策について

次のとおり感染対策の取り組みを実施し、外来感染対策向上加算を算定しています。

・感染管理者である院長が中心となり、全職員が感染防止対策を把握し、指針に則った医療提供を推進します。

・感染予防策を踏まえた感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に努めます。

・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、感染対策の向上に努めます。
・感染症の高い疾患(新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、一般診療の方と動線を分けて診察を実施します。

⑤電子的診療情報連携体制整備加算について

電子的診療情報を活用し質の高い診療医療を提供するため、次の取り組みを実施し電子的診療情報連携体制整備加算を算定しています。
・オンラインでの請求、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
・マイナンバーカードの保険証利用を推進するため、院内への掲示、患者さんへの声掛けを行っています。
・同意を得た上で、オンラインで取得した医療情報等を活用した診療を実施しています。
・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。併せて、その旨を院内に掲示しています。
・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した電子カルテを導入しています。
・電子処方箋が発行できる体制を有しています。

⑥診療時間外の対応及び各種相談について

当院は、厚生労働省（東北厚生局）へ「機能強化加算」、「時間外対応加算 1」を算定する医療機関として届出しています。当院を受診している患者さんに次のような対応を行います。
(1)診療時間内の対応
・受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要な薬の管理を行います。
・必要に応じ専門の医師・医療機関を紹介します。
・健康診断の結果に関する相談など、健康管理に関する相談に応じます。
・介護・保健・福祉サービスの利用に関する相談に応じます。
(2)．診療時間外の対応
・診療時間外の問い合わせに可能な限り対応します。
時間外の連絡先　＜　院内に掲示しています　＞

⑦情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）について

当院では、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を導入しており、厚生労働省の定める研修プログラムを終了した医師が情報通信機器を用いて診療を行います。
オンライン診療は、対面診療を補完するものとして導入しており、主に再診の患者さんを対象としています。初診の患者さんは、特別な事情が無い限りは対面診療とさせていただきます。(※オンライン診療の場合、初診の患者さんについては向精神薬の処方は行いませんのでご了承ください)

⑧保険外併用療養費(選定療養費)制度について

疾患別(外来)リハビリテーションの保険適用による算定日数を経過した場合、月 13 単位までリハビリテーションを行うことができますが、それを超えてリハビリテーションを行う場合は、保険外併用療養費(選定療養費)制度を活用することで、リハビリテーションを行うことができます。介護認定を受けている方は保険外併用療養費の対象にはならず、自費によるリハビリテーションになります。

保険外併用療養費(選定療養費)制度の詳細については、疾患別リハビリテーションのページ（https://omagari-rc.jp/rehabilitation/）をご覧ください。

⑨時間外診療について

(1)夜間・早朝等加算

診療時間内であっても下記時間帯に受付された場合､深夜早朝等の加算を算定させていただきます。

加算対象：初診料・再診料

加算対象時間帯：第１・３・５土曜日　午後１時～4 時

加算点数：初診料、再診料とも５０点を加算

(2)時間外対応体制加算

保険診療の再診時に算定しています。継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、医師または看護師、医療事務等の職員が常時対応できる体制を取っています。

⑩訪問診療等について

通院が難しい方に対して、訪問診療または往診を行っています。希望される方は、当院の窓口へご相談ください。

⑪持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算について

在宅持続陽圧呼吸療法(CPAP)を導入している方に、使用時間の実績を確認し、治療の継続管理を行うために算定します。

⑫ベースアップ評価料（Ⅰ）及びベースアップ評価料（Ⅱ）３について

医療機関で働く職員の賃金引上げを目的とした評価制度で、本評価料で得た診療報酬の全額を職員の賃上げに使用することを条件に算定しています。

⑬物価対応料について

物価高騰への対応として、保険診療の初診・再診時に物価対応料を算定しています。。

⑭生活習慣病管理料（Ⅱ）について

高血圧、糖尿病、脂質異常症の治療で通院中の方に対し、個々に療養計画書を作成し、

より専門的・総合的な治療管理を行うために、生活習慣病管理料（Ⅱ）を算定しています。

⑮処方について

(1)一般名処方加算

後発医薬品があるお薬については、説明の上、商品名ではなく一般名(有効成分の名称)で処方する場合があります。一般名で処方した場合に、一般名処方加算を算定しています。

(2)長期処方及びリフィル処方箋について

受診される方の病状や状態に応じて、医師の判断により、２８日以上の長期処方またはリフィル処方箋の発行を行います。

⑯明細書発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含め、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、受付までお申し出ください。

⑰予約診療について

当院では、リハビリテーション科、内科とも原則として予約での診療としています。急な体調不良等で診察を希望される方、予約日時等の変更についてはお電話でお問い合わせください。

⑱保険外負担に関する事項について

健康診断や予防接種、各種診断書料などについて、実費負担をお願しておりいます。内容等については院内に掲示していますのでご覧ください。

令和８年６月１日

大曲リハビリテーションクリニック

院長　細川　賀乃子